

普代村人事行政の運営等の状況

人事行政運営における公正性と透明性を高めるため「普代村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の採用や給与の状況について公表します。

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職の状況

平成 25 年度		平成 26 年 4 月 1 日
採用職員	退職職員	採用職員
4 人	5 人	2 人

(2) 職員定数管理の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年 4 月 1 日）

部 門	H26 (a)	H25 (b)	増減(a)-(b)	主な増減理由
一般行政部門	41 人	41 人	人	
特別行政部門	7 人	8 人	△1 人	退職者による減
公営企業等会計	10 人	11 人	△1 人	退職者による減
合計	58 人	60 人	△2 人	

※教育長を含む。

イ 定員管理適正化計画の年次別実績（各年 4 月 1 日）

区 分	純減目標	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
職員数	65 人	68 人	64 人	62 人	61 人	58 人	64 人	60 人	58 人
増減数	△9 人	△3 人	△4 人	△2 人	△1 人	△3 人	6 人	△4 人	△2 人
目標達成率	100%	95.6%	101.6%	104.8%	106.6%	112.1%	101.6%	108.3%	112.1%

※教育長を含む。

ウ 一般行政職の級別職員の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
代表的な職	主事・主事補 技師・技師補	主 事 技 師	係 長 主 任	課長補佐 主任主査	課（室）長 局長・主幹	
職 員 数	18 人	8 人	11 人	3 人	8 人	48 人
構 成 比	37.5%	16.6%	22.9%	6.3%	16.7%	100.0%

（注）本表の職員数は、特別行政部門を含め、公営企業部門を除き、行政職給料表が適用される全職員数であるため、村長部局を対象とする上表の職員数とは一致しません。

2 給与の状況

(1) 人件費の状況（平成 25 年度普通会計決算）

住基人口 (H24.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	参考 H21 人件費率
人 2,975	千円 4,410,796	千円 92,691	千円 422,774	% 9.5	% 17.3

(2) 職員給与費の状況（平成 25 年度普通会計決算）

職 員 数 (A)	給 与 費 (B)				一人当たり給 与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
人 49	千円 158,995	千円 24,658	千円 53,953	千円 237,606	千円 4,849

(注) 1 村長・議員など特別職の職員や非常勤の職員に支払われる給与、共済組合負担金等は給与費には含まれていません。

2 職員手当には退職手当負担金は含まれていません。

(3) 職種別・学歴別初任給及び経験年数別平均給料月額状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分	初任給	経験年数	経験年数	経験年数	経験年数	
		10 年未満	20 年未満	30 年未満	30 年以上	
一般行政職	大 卒	172,200 円	194,620 円	249,600 円	349,450 円	—
	短大卒	152,800 円	—	265,250 円	—	—
	高校卒	140,100 円	147,800 円	220,100 円	317,850 円	373,700 円

(4) 平均給料月額と平均年齢の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	265,200 円	37.2 歳

(5) 主な職員手当の状況

ア 扶養手当・住居手当・通勤手当（平成 26 年度）

区 分	内 容
扶養手当	1 配偶者 月額 13,000 円 2 配偶者以外の扶養親族 1 人につき 月額 6,500 円 ・配偶者のいない場合の 1 人目 月額 11,000 円 ・扶養親族でない配偶者を有する場合の 1 人目 月額 6,500 円 ※ なお、16 歳から 22 歳までの子の場合には、5,000 円が加算される。

住居手当	1 借家・借間居住者 月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員に対し家賃の額に応じ、月額 27,000 円まで
通勤手当	1 交通機関等利用者 運賃等に応じ月額 55,000 円まで 2 自家用車等利用者 通勤距離に応じ月額 24,500 円まで

イ 地域手当（平成 26 年度）

区 分	支給率		支給対象職員数	1 人当たり平均 支給年額（H25）
	村	国		
地域手当	15%	15%	2 名	870,966 円

※医師に支給されます。

ウ 時間外勤務手当（平成 25 年度）

区 分	支給総額	対象職員数	1 人当たり平均 支給年額
時間外勤務手当	8,420,000 円	40 人	210,500 円

エ 特殊勤務手当（平成 26 年度）

著しく、危険、不快、不健康または、困難な業務に従事する職員に支給されます。

区 分	手当数	手当の種類	支給総額 (H25)	1 人当たり平 均支給年額	職員全体の支 給職員の割合
特殊勤務手当	5	防疫作業手当 医学研究手当 診療所医師手当 研修手当 夜間看護等手当	7,620,000 円	3,810,000 円	3.4%

オ 期末・勤勉手当（平成 26 年度）

区 分	6 月期	12 月期	計
期末手当	1.20 月分	1.35 月分	2.55 月分
勤勉手当	0.675 月分	0.725 月分	1.40 月分

※職務の級などによる加算措置（5%～10%）があります。

カ 寒冷地手当（平成 26 年度）

区 分	地域区分	世帯主（扶有）	その他世帯主	その他	基準日
寒冷地手当	4 級地	17,800 円	10,200 円	7,360 円	11 月～3 月の初日

キ 退職手当の状況

退職手当の額は、退職したときの給料月額にこの表に示すような支給率を乗じて得た額となります。この支給率は国と同様です。

区 分	勤続 20 年	勤続 25 年	勤続 35 年	最高限度
自己都合退職	23.50 月分	33.50 月分	47.50 月分	59.28 月分
勸奨・定年退職	30.55 月分	41.34 月分	59.28 月分	59.28 月分

平成 25 年度末退職者の退職手当 1 人当たり平均支給額は、19,710 千円となっています。

(6) 特別職の報酬等の状況

特別職の職員のうち、村長、副村長、村議会議員の平成 25 年 4 月 1 日現在の報酬等です。

区 分	報酬月額	期末手当
村 長	570,000 円	06 月期 1.375 月分
副村長	523,000 円	12 月期 1.525 月分
議 長	236,000 円	計 2.9 月分
副議長	189,000 円	
議 員	170,000 円	

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（正規の勤務時間）

職員の勤務時間は、次のようになっています。

- ア 一週間当たりの勤務時間は、休憩時間を除き 40 時間
- イ 一日の勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
休憩時間 午後 0 時から午後 1 時まで

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況（平成 26 年度）

年次有給休暇は、1 年につき 20 日付与されます。

総付与日数 (a)	総使用日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均使用日数 (b) / (c)	消化率 (b) / (a)
日	日	人	日	%
2,150.0	460.0	60	7.7	21.4

(注) 一般職員とは、村長部に勤務する一般事務職員です。

(3) 特別手当の導入状況（主な特別休暇と付与日数）

- ア 選挙権その他公民権の行使 / 必要な期間
- イ 裁判員・証人等で裁判所等へ出頭 / 必要な期間
- ウ 予防接種・健康診断を受ける場合 / 必要と認められる期間
- エ 骨髄移植等のための入院等 / 必要と認められる期間
- オ ボランティア休暇 / 一の年において5日の範囲内の期間
- カ 職員の結婚 / 村長が定める期間内における連続する7日の範囲内の期間
- キ 妊娠に起因する障害の為の休暇 / 10日の範囲内の期間
- ク 母子保健法による検診等 / 村長の定める範囲内の期間
- ケ 妊娠中職員の休息・補食 / 必要な時間の範囲内の期間
- コ 妊娠中職員の交通機関通勤の休暇 / 1日1時間以下
- サ 産前休暇 / 6週間（多胎妊娠14週間）
- シ 産後休暇 / 8週間
- ス 育児時間 / 1日2回、各1時間
- セ 子の看護休暇 / 一の年において5日の範囲内の期間
- ソ 生理休暇 / 2日
- タ 出産補助休暇 / 村長が定める期間内における2日の範囲内の期間
- チ 忌引 / 親族の区分により最長10日間
- ツ 家族の祭日 / 1日の範囲内の期間
- テ 夏季休暇 / 一の年の7月から9月までに連続する3日
- ト 災害により滅失損壊した住居の復旧作業 / 7日の範囲内の期間
- ナ 災害時による出勤困難 / 必要と認められる期間
- ニ 災害等により退勤途上の危険回避 / 必要と認められる期間

(4) 育児休業及び部分休業の利用状況

3歳に満たない子供を養育するため、3歳に達する日まで育児休業を取得することができます。（無給）また、子を養育するための継続的な勤務を促進し、職員の福祉と公務の円滑な遂行を確保するための制度として部分休業の制度を設けており、1日2時間の範囲内で部分休業を取得することが可能です。（無給）

ア 育児休業及び部分休業の取得者数

区分	男性職員	女性職員	計
平成25年度中に新たに育児休業を取得した職員	0人	1人	1人
平成25年度中に新たに部分休業を取得した職員	0人	1人	1人
平成24年度から引き続き育児休業を取得している職員	0人	0人	0人
平成24年度から引き続き部分休業を取得している職員	0人	0人	0人

イ 育児休業の承認期間（平成 25 年度中に新たに取得した職員に限る。）

期 間	6 月以下	6 月越え 1 年以下	1 年越え 1 年以下	1 年 6 月越え 2 年以下	2 年越え 2 年 6 月越え 3 年以下	計
取得職員数	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人

ウ 部分休業の承認期間（平成 25 年度中に新たに取得した職員に限る。）

期 間	6 月以下	6 月越え 1 年以下	1 年越え 1 年以下	1 年 6 月越え 2 年以下	2 年越え 2 年 6 月越え 3 年以下	計
取得職員数	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人

(5) 介護休暇の取得状況（平成 25 年度）

配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするために、6 月の範囲内で介護休暇を取得することができます、（無給）

〔要介護者の続柄別〕

区 分	配偶者	父母	子	その他	計
取得職員数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

〔取得期間別〕

区 分	1 月以下	1 月越え 2 月以下	2 月越え 3 月以下	3 月越え 4 月以下	4 月越え 5 月以下	5 月越え 6 月以下	計
取得職員数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

4 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（平成 25 年度）

処分事由	降任	免職	休職	降給	計
勤務成績が良くない場合	0 人	0 人	—	—	0 人
心身の故障の場合	0 人	0 人	0 人	—	0 人
職に必要な適格性を欠く場合	0 人	0 人	—	—	0 人
職制、定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合	0 人	0 人	—	—	0 人
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	0 人	—	0 人
条例で定める事由による場合	—	—	0 人	0 人	0 人
計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 懲戒処分者数（平成 25 年度）

処分事由	戒告	減給	停職	免職	訓告等	計
給与・任用に関する不正	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
一般服務違反関係	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人	2 人
一般非行関係	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

収賄等関係	0人	0人	0人	0人	0人	0人
道路交通法違反	0人	0人	0人	0人	0人	0人
監督責任	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(3) 刑事処分者数 (平成 25 年度)

処分事由	懲役	禁錮	罰金	科料	計
収賄による場合	0人	0人	0人	0人	0人
横領による場合	0人	0人	0人	0人	0人
傷害・暴行による場合	0人	0人	0人	0人	0人
公職選挙法違反による場合	0人	0人	0人	0人	0人
道路交通法違反による場合	0人	0人	0人	0人	0人
その他	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人

5 サービスの状況

(1) サービス規律遵守のための取組み状況

すべての職員は、「全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員研修、通知発令などによりサービス規律の遵守に努めています。

6 研修及び勤務成績の評定の状況

久慈広域市町村圏共同研修や岩手県町村会研修への参加、村独自の研修などの実施を通じて、職員の資質向上に努めています。

(1) 研修の実施状況 (平成 25 年度)

ア 岩手県研修協議会等研修

研修課程名	開催回数	日数 (延べ)	修了者数
新規採用職員研修 (前期)	1回	3日	2名
一般職員研修基礎Ⅱ	1回	3日	4名
一般職員研修基礎Ⅰ	1回	3日	9名
新規採用職員研修 (後期)	1回	4日	2名
管理者級研修	1回	2日	2名
税務事務研修	1回	2日	1名
公営企業事務研修	1回	1日	1名

監督者級研修	1回	3日	1名
財産管理事務研修	1回	2日	1名
法規事務研修	1回	2日	1名
新任広報担当者研修	1回	2日	1名
人事事務研修	1回	2日	1名
財務事務研修	1回	3日	1名
計	13回	32日	27名

イ 村独自研修

研修課程名	開催回数	日数（延べ）	修了者数
接遇研修	1回	1日	35名
計	1回	1日	35名

ウ 長期派遣研修・人事交流研修

なし

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務実績と職務能力の評価により、公正な処遇、適切な職員配置を行うため、国、県の制度を参考にしながら勤務成績評定の導入について検討を進めてまいります。

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利事業の概要

ア 職員の健康診断の状況（平成 25 年度）

種 別	受診者数	対象者数	受診率
生活習慣病予防検診	62人	65人	95.4%
胃がん検診	28人	42人	66.7%
子宮がん検診	4人	20人	20.0%
乳ガン検診	4人	11人	36.4%
人間ドック	—人	—	—

イ 各種事業の概要（平成 25 年度）

① 岩手県市町村職員共済組合

短期給付事業 : 保健給付、休業給付、災害給付

長期給付事業 : 退職共済年金、傷害共済年金、遺族共済年金

福祉事業 : 保健、貯金、貸付、物資、宿泊

② 財団法人岩手県市町村職員互助会

健康管理事業 : 検診業務等共同実施事業、禁煙チャレンジ宣言
 給付事業 : 医療費補助金、結婚祝金、出産給付、弔慰金等
 ※ 職員(会員)の掛金(給料月額の4.3%)と公費(給料月額の4.8%)で運営され、その負担率は法定化されています。

【互助会費：平成25年度決算額】

区 分	公費負担額 (4.8%)	会員掛金額 (4.3%)	互助会 会員数	会員一人当たり の公費負担額
村長部局	832,614 円	803,163 円	45 人	18,511 円
教育委員会	158,032 円	155,120 円	8 人	19,875 円
公営企業	31,281 円	30,711 円	2 人	16,000 円
その他(議会、国保診療所等)	174,804 円	138,750 円	8 人	21,875 円
計	1,196,731 円	1,160,552 円	63 人	19,032 円

(2) 公務災害及び通勤災害の認定状況(平成25年度)

種別	件数
公務災害	0 件
通勤災害	0 件

(3) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に対する不服申立ての状況

なし